

相続人代表者変更届		
被相続人 (納税義務者)	氏名	青梅太郎
	住所	東京都青梅市東青梅1-11-1
	死亡年月日	平成31年1月20日
相続人 新代表者	ふりがな	おうめ じろう
	氏名	青梅次郎
	住所	東京都青梅市東青梅1-11-1
	連絡先(電話番号)	0428-22-1111
	被相続人との続柄	子
相続人 旧代表者	生年月日	昭和40年1月1日
	氏名	青梅花子
	住所	東京都青梅市東青梅1-11-1
	被相続人との続柄	妻

被相続人に係る徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)および還付に関する書類を受領する代表者として、上記のとおり変更しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。また相続登記が完了するまでの間、この代表者を地方税法第343条第2項にいう現に所有している者(納税義務者)の代表とします。

年 月 日

相続人	住所	
被相続人との続柄	ふりがな	
	氏名	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	住所	
被相続人との続柄	ふりがな	
()	氏名	

代表者以外にも相続人がいる場合には、こちらにも御記入してください。

必ず御記入してください。

*代表者の指定について、他の相続人の承諾は得ているが遠方在住等の理由により氏名の御記入が困難な場合、また、保険年金課・課税課へ同一の相続人代表者を届け出る場合は、代表者の方が以下の記入欄に氏名を御記入の上で御提出をお願いします。

*保険年金課・課税課でそれぞれ異なる相続人を指定する場合は、以下に相続人代表者の方の氏名の御記入いただいた上で、裏面に各相続人の方の氏名・住所等を御記入下さい。

書類受領は確かに私が行います。

また、以下の課に対し、上記の個人情報を提供することに同意します。

保険年金課(健康保険税) 課税課(市・都民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税)

チェックしていただいた課についても、この書類をもってお手続きすることができます。また、**被相続人にかかる税目が不明な場合は、全てにチェック**していただければ、担当課が状況を調べた上で手続きを行います。チェックのない課が被相続人に対して課税していた場合は、担当課から再度同様の書類をお送りする場合があります。

青梅次郎

(様式は任意で結構です。)

義務者番号	
資産税処理欄	

* 税目でそれぞれ異なる相続人を指定する場合は、各課欄に当該相続人の方の氏名・住所等を御記入ください。

保険年金課（国民健康保険税）

相 続 人 (納税通知書・納付書を受け取っていただく方)	ふりがな	お う め た ろ う
	氏 名	青 梅 太 郎
	住 所	東京都青梅市東青梅1-11-1
	連絡先（電話番号）	0428-22-1111
	被相続人との続き柄	子
	生年月日	昭和 54年 3月 1日

課税課（市・都民税、軽自動車税）

相 続 人 (納税通知書・納付書を受け取っていただく方)	ふりがな	お う め じ ろ う
	氏 名	青 梅 次 郎
	住 所	東京都青梅市東青梅1-11-1
	連絡先（電話番号）	0428-22-1111
	被相続人との続き柄	子
	生年月日	昭和 55年 1月 4日

課税課（固定資産税・都市計画税）

相 続 人 (納税通知書・納付書を受け取っていただく方)	ふりがな	お う め た ろ う
	氏 名	青 梅 太 郎
	住 所	東京都青梅市東青梅1-11-1
	連絡先（電話番号）	0428-22-1111
	被相続人との続き柄	子
	生年月日	昭和 54年 3月 1日

- 各税の相続分について、別の方が相続する場合のみ御記入ください。
- 御記入いただいた情報をもとに、該当する課から各相続人に税額通知、納付書等を送付させていただきます。
- 該当がない課から通知等は送付いたしません。
- 御記入がない場合は、表面の相続人代表者宛てに送付させていただきます。